

1. 心のUD（Ⅱ）

I) 学校教育におけるユニバーサルデザイン

1) 学校教育における取組

番号	ユニバーサルデザイン行動計画 2020 における内容	所管 (国)	所管 (府)	府の取組 (これまでの取組)	府の取組 (令和8年度の取組予定)
1	① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 ・次期学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会の答申（2016年12月21日）を踏まえ、2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等において「障害の社会モデル」を踏まえ、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため指導や教科書等を充実させる。また、幼稚園・保育所・認定こども園については、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、既に、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすることは、すべての子供にとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されており、平成29年度に実施される説明会等の中で、関係者に対し、この趣旨を徹底する。	文科省、厚労省、内閣府	教育庁	（幼稚園・小中学校） ○関係者への新学習指導要領の伝達 ・平成29年3月に告示され、2020年以降10年にわたり実施される新学習指導要領について、その周知徹底の年となっている平成29年度府小・中学校新教育課程説明会において、各市町村教育委員会の指導主事、小中学校長等を対象に、バリアフリーに関する理解を深める指導を含めた新学習指導要領の趣旨の伝達を行った。 ・以降毎年度の府小・中学校教育課程研究協議会において、各市町村教育委員会の指導主事等を対象に、心のバリアフリーに関する理解を深める指導を含めた学習指導要領の趣旨の伝達を行っている。 ・市町村の幼稚園教育担当者・指導主事	（幼稚園・小中学校） 〔継続〕○関係者への学習指導要領の確実な実施に向けた周知 ・各市町村教育委員会の指導主事や、小・中学校等の教職員対象の「障がい理解教育研修会」等を通して、「心のバリアフリー」に関する理解を深める指導を含めた学習指導要領の着実な実施を促す。 ・市町村の幼稚園教育担当者・指導主事連絡会において、特別な配慮を要する幼児への指導を含めた幼稚園教育要領の趣旨について説明を行う。 〔継続〕○関係者への「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究まとめの周知

			<p>連絡会において、幼稚園教育要領の改訂に関する講義を行い、特別な配慮を要する幼児への指導について説明を行っている。</p> <p>○関係者への「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究まとめの周知</p> <p>・平成 25、26 年度に実施した、障がいのある子どもを含めたすべての子どもにとって「わかる・できる」授業や保育、集団づくりに関する実践研究である「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究の成果をとりまとめ、各市町村に周知を図っている。</p>	
		福祉部	<p>(保育所・認定こども園)</p> <p>○関係者への保育所保育指針等の伝達</p> <p>・保育所・認定こども園については、それぞれ保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、既に、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にすることは、すべての子どもにとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されており、関係者に対し、国において実施された説明会の</p>	<p>(保育所・認定こども園)</p> <p>[継続]○関係者への保育所保育指針等の伝達</p>

				資料を用いて趣旨を伝達した。	
2	① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 ・上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成 29 年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、活きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート（仮）」の作成を含めた取組の検討を進める。	文科省	教育庁	○大阪府障がい児理解推進事業の実施 ・平成 7 年度より、府立支援学校が、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び地域の人等と交流を図り、障がいのある幼児・児童・生徒についての正しい理解を促すため、障がい児理解推進事業を実施し、交流及び共同学習や障がいのある子ども、支援教育等についての啓発活動を行っている。	〔継続〕○大阪府障がい児理解推進事業の実施
3	① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 ・幼稚園・保育所・認定こども園における障害のある子供の受入れを円滑に実施するため、各自治体等に対する周知徹底を図る。	文 科 省、厚 労 省、内閣府	教育庁	○関係者への「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究まとめの周知(No.1 再掲) ○特別支援教育コーディネーターの養成 ・特別支援教育コーディネーターの養成を目的に、大阪大谷大学との連携により実施している「小中学校、高等学校、支援学校特別支援教育コーディネーターアドバンス研修」において、保育所・幼稚園巡回相談	〔継続〕○関係者への「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究まとめの周知(No.1 再掲) 〔継続〕○特別支援教育コーディネーターの養成 特別支援教育コーディネーターの養成を目的に、大阪大谷大学との連携で、「小中学校、高等学校、支援学校特別支援教育コーディネーターアドバンス研修」を実施予定。本研修

				<p>スキル研修を実施している。</p> <p>○幼稚園・認定こども園教職員への指導助言</p>	<p>では、各学校・各市町村教育委員会から推薦された受講生が「アセスメントスキル」「巡回相談(教育相談)スキル」「プレゼンテーションスキル」「授業コンサルテーションスキル」を身につけるために全 18 回の研修を受講し、特別支援教育コーディネーターとしてのスキルをアップを図る。</p> <p>〔継続〕○幼稚園・認定こども園教職員への指導助言</p>
4	<p>②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解平成 29 年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020 年度（平成 32 年度）までに実施する。</p>	文科省	<p>教育庁</p> <p>○教員等へのバリアフリーに関する研修の実施</p> <p>・教員等向け各種研修（管理職研修、首席研修、初任者研修、10 年経験者研修、支援教育研修、人権教育研修）において、バリアフリーに関する項目を実施した。</p>	〔継続〕○教員等へのバリアフリーに関する研修の実施	
			<p>福祉部</p> <p>（保育所・認定こども園）</p> <p>○保育士等へのバリアフリーに関する研修の実施</p> <p>・保育士等キャリアアップ研修（障がい児保育）においてバリアフリーに関する項目を実施している。</p> <p>・保育士等向け各種研修（障がい児保育研修、初任者研修、10 年経験者研修、</p>	<p>（保育所・認定こども園）</p> <p>〔継続〕○保育士等へのバリアフリーに関する研修の実施</p>	

				人権教育研修) においてバリアフリーに関する項目を実施している。	
5	②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解 「心のバリアフリー」の理解を促すため、保育士の養成を行う学校に対し周知を図る。	厚労省	福祉部	(保育所・認定こども園) ○関係者への保育所保育指針等の伝達 ・保育所・認定こども園については、それぞれ保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、既に、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にすることは、すべての子どもにとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されており、関係者に対し、通知した。	[継続]○関係者への保育所保育指針等の伝達
6	③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議(仮称)」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体	文 科 省、 厚 労 省	—	—	—

	間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成 29 年度中に平成 30 年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。				
7	③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開 このため、特別支援学校と交流している幼稚園・小・中・高等学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）等を軸に平成 29 年度から、障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための取組を実施し、その成果を踏まえて平成 30 年度から全面展開を図る。	文科省	教育庁	○交流及び共同学習の充実 令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、府立支援学校においては、オンラインを活用した交流を行うなど、これまでの対面による交流から実施形態を変えて、学校間交流及び居住地交流を実施した。また、今後のウイズコロナ、アフターコロナを踏まえた交流及び共同学習の取組の充実を図るべく、各校では、コロナ禍における課題を明らかにし、その解決策や取組の工夫を検討した。 ○大阪府障がい児理解推進事業の実施 (No.2 再掲)	[継続]○交流及び共同学習の充実 [継続]○大阪府障がい児理解推進事業の実施 (No.2 再掲)
8	④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児・児童・生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた更なる改善及び	文科省	教育庁	○特別支援教育コーディネーターの養成 (No.3 再掲)	[継続]○特別支援教育コーディネーターの養成 (No.3 再掲)

	<p>充実を図る。指導に当たっては、児童生徒の障害の状態等に応じた個別の指導計画を作成し、当該計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める。2020年（平成32年）以降順次実施される学習指導要領改訂を通じて、指導の充実を図る。</p>				
9	<p>④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるようにICTの活用を含めた環境整備を進める。</p>	文科省	教育庁	<p>○ICTを活用した支援 ・府立支援学校において、学校情報ネットワーク・コンピュータ教室・タブレットを含めた端末機器・各障がい種別に応じた支援機器等の整備を行っている。GIGAスクール運営支援センターポータルサイトでは、府立支援学校の実践・活用事例集を掲載している。また、府立支援学校ICT研究協議会を開催し、各支援学校のICT活用実践の共有と促進を図っている。</p>	<p>〔継続〕○ICTを活用した支援 教育庁が策定した府立支援学校全体の標準的な利活用方法を示す「府立支援学校における児童生徒1人1台端末の活用促進に向けたアクションプラン」に基づき、引き続きICTに関する基礎的スキルの定着を図りながら、協働的な活動をさらに促進し、児童生徒一人ひとりが学んだことを積極的に活用する力の獲得をめざすことを目的として、令和6年度に『府立支援学校におけるICT活用ビジョン』を作成した。それにより、令和2・3年度に整備した1人1台端末の活用と、ICTを活用したより一層の支援の充実を図る。また、府立学校GIGAスクール運営支援センターのポータルサイトに掲載している、府立支援学校におけるICT機器に関する実践・活用事例集等のツールを活用し、各校のICT活用実践や活</p>

					<p>用方法の共有や浸透を図る。</p> <p>さらに、府立支援学校 I C T 研究協議会において、各校における 1 人 1 台端末を含む ICT 機器の活用に関する好事例の共有等をおこない、支援学校全体の ICT を活用した指導力の向上を図る。</p>
10	<p>④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組</p> <p>小・中学校における通級による指導を推進するとともに、高等学校でも障害のある生徒が各教科等の学習や学校行事等において可能な限り障害のない生徒と共に学ぶことができるよう、通級指導を平成 30 年度から新たに制度化し、小・中・高等学校合わせて環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合 100%（2020 年度（平成 32 年度））を目指す。</p>	文科省	教育庁	<p>○府立高校における通級指導教室の設置</p> <p>・平成 30 年度より府立高校に通級指導教室を設置し、指導を進めている。（令和 4 年度現在 10 校）</p> <p>・「高校生活支援カード」を活用することにより、入学時の生徒の状況や保護者のニーズを把握し、保護者、生徒の思いを受け止め、卒業後の社会的自立に向けて学校生活を送ることができるよう、適切な指導・支援の充実を図る。また、このカードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の作成につなげる。</p>	<p>〔継続〕○府立高校における通級指導教室の設置</p> <p>・府立高校 11 校において通級による指導を進める。</p>
11	<p>④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組</p> <p>特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率については、現在約 7 割にとどまっていることから、2020 年度（平成 32 年度）までにおおむね 100%に引き上げる。</p>	文科省	教育庁	<p>○特別支援学校教諭免許の保有率向上への取組</p> <p>・府内支援学校教諭の特別支援学校教諭免許保有率は、令和 5 年度調査では 89.9%であり、令和 4 年度調査時の</p>	<p>〔継続〕○特別支援学校教諭免許の保有率向上への取組</p> <p>令和 8 年度についても、認定講習を開講し、特別支援学校教諭免許状未保有者の受講を促進するとともに、必要単位数修得者</p>

				<p>87.5%よりも向上しているものの、令和 5 年度全国平均である 91.1%と比べても 1ポイント以上低い。府では平成 25 年度から独自に全府立支援学校教諭を対象に、免許保有及び免許申請に必要な単位取得状況の調査を行い、各校に単位取得及び免許取得を促している。引き続き認定講習を開講し、免許保有率の向上を図っていく。</p>	<p>(かつ教員経験年数 3 年以上の者) に速やかな免許状申請を促していく。</p>
12	<p>⑤高等教育（大学）での取組</p> <p>平成 29 年度に、大学における「心のバリアフリー」を広める取組の中から事例（入学者選抜を含む修学や就労など様々な場面における事例）を収集し、有識者・障害のある人の参画のもとで、好事例を選出する。同年度中に大学等の教職員が集まる会議等で、その好事例の紹介等を行い、「心のバリアフリー」に対する学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促す。</p>	内閣官房、文科省	—	—	—
13	<p>⑤高等教育（大学）での取組</p> <p>高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、平成 29 年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定する。これらの大学を軸に、広く企業や地</p>	文科省	—	—	—

	域の関係機関と連携しつつ、各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める。				
14	⑤高等教育（大学）での取組 現在までも「心のバリアフリー」に向けた取組が一部の大学において行われてきたが、平成28年度、大学生や大学関係者を対象として、有識者や障害のある人等を招いたワークショップを開催する等、東京大会を契機として「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図るための取組を行う。平成28年11月には、東京大学先端技術科学研究センターと連携して、障害のある人とない人がともにワークショップを行うイベントを開催したところであり、今後、その他の大学も含め、政府と組織委員会が連携して「心のバリアフリー」に向けた意識醸成のための取組の拡大を図る。	内閣官房（組織委員会）	—	—	—

II) 企業・行政等におけるユニバーサルデザイン

2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

番号	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	所管(府)	府の取組(これまでの取組)	府の取組(令和8年度の取組予定)
15	①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施 平成28年11月、経済界協議会と連携し、汎用性のある研修プログラムを策定するため、障害者団体や有識者等の参加する検討委員会を立ち上げた。平	内閣官房、経済産省その他経	福祉部	○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 ・障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間（毎年12月3日	〔継続〕○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 〔継続〕○心のバリアフリー推進事業 障害者差別解消法及び大阪府障がい者差

	<p>成 28 年度中を目的に、既に行われている好事例を抽出し、あるべき研修プログラムの要素について議論を行った上で、プログラム案を策定する。平成 29 年 2 月を目的に、試行的に研修を実施した上で、必要に応じて改善を加え、平成 28 年度中にとりまとめ、広く公開する。平成 29 年度以降、経済界協議会を中心として本格実施し、中小企業を含め全国の企業に広く周知を行う。このため、経済界協議会は本研修プログラムが広く様々な企業で実施されるよう、講師の育成を行い、各地域の中小企業団体等と連携しながら普及に努める。</p>	<p>済官庁 全 般 (経 済 界 協 議 会)</p>	<p>～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施。また、民間事業者での主体的な障がい理解を深める取組を促進。さらに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に努める。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪ふれあいキャンペーン」小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布や幅広い世代の方を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布、キャンペーン及びイベント等の取組も活用しながら、年間を通じた啓発事業を実施することで、府民及び事業者が、障がいや合理的配慮の実践について理解を深めるように努める。 <p>【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○心のバリアフリー推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民や事業者を対象とした障がい理解の促進や差別解消についての研修等の実施している。 ・障がい理解の促進や障害者差別解消 	<p>別解消条例の理解促進に向けた普及啓発及びフォーラム等の開催を行う。</p>
--	---	---	---	--

				法、障がい者差別解消条例に関する啓発物を作成し、配布している。	
16	①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施 上記検討に当たっては、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、経営者の率先した取組や企業人材の多様性の尊重に取り組む。この取組の第一弾として、平成 29 年春頃までに、経済界協議会と連携し、経営者等の参画する「心のバリアフリー」に向けた研修等を実施する。	内閣官房、経済産省その他経済官庁全般（経済界協議会）	商工労働部	○「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」の実施 ・大阪労働局とともに、事業所・団体等の公正採用選考人権啓発推進員や人事担当者等に向け、公正な採用選考の推進を目的とした「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」を概ね毎月開催。この研修に「障がい者雇用」をテーマとして取り入れている。	〔継続〕○「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」の実施
17	①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施 平成 28 年度、試行的取組として、人事院が主催する若手公務員が参加する研修において、「心のバリアフリー」をテーマとし、障害当事者の参画する研修プログラムを実施した。これを踏まえ、平成 29 年度以降の国家公務員の新規採用職員研修や幹部職員研修における「心のバリアフリー」研修の位置付けについて平成 28 年度中に結論を得る。	内閣官房等	総務部	○各職階における職員研修の実施 ・新規採用職員や幹部職員等の各職階層を対象に、障がい者への理解を深める職員研修を実施している。	〔継続〕○各職階における職員研修の実施 ・新規採用職員や幹部職員等の各職階層を対象に、障がい者への理解を深める職員研修を実施している。
			福祉部	(参考) ○他部局職員に対する研修の実施 ・各所属内での研修企画に関連し、障がい福祉企画課から「障害者差別解消法」に関する出張研修等について、所属単位や合同による研修等への出講や研修資料の提供等を実施している。	(参考) 〔継続〕 ○他部局職員に対する研修の実施
18	②待遇対応の向上	国交	福祉部	(参考)	(参考)

<p>i) 交通分野におけるサービス水準の確保</p> <p>平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車や搭乗を拒否することや身体障害者補助犬を同伴した人を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを踏まえ、交通事業者向け接遇ガイドライン（身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）を想定したガイドライン）及びその普及方法を平成 29 年度にとりまとめる。このため、平成 29 年度に国土交通省において、有識者、障害者団体、事業者（業界団体を含む）等が参加する検討委員会を立ち上げ、交通モード毎の特性も踏まえて検討を行うこととする。平成 30 年度以降、業界単位で接遇ガイドラインを展開し、事業者による実施を促進する。</p>	<p>省、厚 労省</p>		<p>○障がい理由とする差別の解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域支援相談員による相談への対応力の向上等を通じて、障がい者差別解消の取組の充実を図る。また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置推進や対応力の強化が図られるよう支援を実施。加えて、障害者差別解消法で具体的な取組が求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組の促進をめざす。【第 5 次大阪府障がい者計画】 	<p>〔継続〕○障がい理由とする差別の解消に向けた取組</p>
<p>19 ②接遇対応の向上</p> <p>i) 交通分野におけるサービス水準の確保</p> <p>交通事業者の行う研修について、障害のある人が参</p>	<p>厚労省</p>	<p>福祉部</p>	<p>○障がい理由とする差別の解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域支援相談員による相談への対応力 	<p>〔継続〕○障がい理由とする差別の解消に向けた取組</p> <p>〔継続〕○心のバリアフリー認定推進事業</p>

	加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるようにする等の充実を図る。			
20	ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって入店拒否することや身体障害者補助犬を同伴した人を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、東京大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを基に、観光・流通・外食等関係業界において接遇マニュアル及びその普及方法を平成 29 年度中にとりまとめる。その検討に当たっては、有識者、障害者団体、事業者（業界団体を含む）等が参画した形で検討を進めることとする。平成 30 年度以降に、業界単位で接遇マニュアルを展開し、事業者による実施を促進する。具体的には、観光業については、日本観光振興協会をはじめとした関係団体が、観光庁及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成する。流通業については、フランチャイズチェーン協会及びショッピングセンター協会等が経済産業省とともに、接遇マニュアルを作成する。外食産業については、日本フードサービス協会等が農林水産省及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成する。	観光庁、経済産業省、農水省、厚生労働省等	の向上等を通じて、障がい者差別解消の取組の充実を図る。また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や対応力の強化を図られるよう支援を実施。加えて、障害者差別解消法で具体的な取組が求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組の促進をめざす。【第 5 次大阪府障がい者計画】 ○心のバリアフリー認定推進事業 ・大阪・関西万博に向けて、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大を図るため、観光庁が実施する「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得に向け、認定基準である教育訓練として活用できるセミナーを開催する。	

21	<p>②接遇対応の向上</p> <p>ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上 各業界の事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、雇用形態を問わず、従業員に対して「心のバリアフリー」を徹底する。</p>	<p>観 光 庁、経 産 省、 農 水 省、厚 労省等</p>			
22	<p>iii) 医療分野におけるサービス水準の確保</p> <p>平成 28 年 1 月に、障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）が医療機関にかかった場合に適切な対応がなされるよう、障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインを作成し、障害特性に応じた合理的配慮の具体的な事例などを示しており、今後とも、その周知に努める。また障害のある人が社会参加をする上で必要な教育・福祉・労働等の支援制度を紹介したり、それぞれの分野の専門家に繋げたりする役割を果たせるように努める。</p>	厚労省	健康医療部	<p>○医療機関に対する国・府ガイドラインの周知</p> <p>・厚生労働省「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」や府「障がい者差別解消ガイドライン」について、保健所が実施する立入検査等の機会を活用し周知を図り、医療機関における取組を促進する。</p> <p>○障がい者等が医療サービスを円滑に受けるための取組</p> <p>・「大阪府医療機関情報システム」において手話通訳や外国語対応が可能な医療機関について情報提供している。</p> <p>・障がい者歯科診療センターの運営委託及び補助要綱に基づき障がい者歯科診療所への助成を行うとともに、ホームページ等により府内障がい者歯科診療所の情報を提供</p>	<p>〔継続〕○医療機関に対する国・府ガイドラインの周知</p> <p>〔継続〕○障がい者等が医療サービスを円滑に受けるための取組</p>

			<p>している。</p> <p>・精神障がい者が身体合併症を発症した場合に円滑に医療サービスが受けられるよう、夜間・休日精神科合併症の救急医療システムを構築・運用している。（二次救急医療機関等が精神科病院（合併症支援病院）から精神科治療に関するコンサルテーションを受けられ、また二次救急医療機関等で身体的な処置を終えた患者をスムーズに精神科病院につなぐ仕組み）</p> <p>【大阪府医療計画・大阪府障がい者計画】</p>	
		福祉部	<p>○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組</p> <p>・医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等について、様々な機会を通じて関係機関に周知し、障がい特性の理解促進・差別解消を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めている。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○発達障がいにかかる専門的な医療機関</p>	<p>〔継続〕○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組</p> <p>〔継続〕○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保</p> <p>・発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施し、医療機関の確保に努めている。また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページで確認できるようにし、正確な情報提供に努めている。さらに、2次医療圏毎に1か所程</p>

			<p>の確保</p> <p>・発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努めている。また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページで確認できるようにし、正確な情報提供に努めている。さらに、2次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図っている。また、保健師やスクールカウンセラー等への研修や意見交換会によって、医療と地域の支援機関との相互理解を深める。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○障がい者地域医療ネットワークの推進</p> <p>・脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等</p>	<p>度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図っている。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>〔継続〕○障がい者地域医療ネットワークの推進</p> <p>〔継続〕○府内地域リハビリテーションの推進</p> <p>〔継続〕○障がい者医療等の推進による自立支援</p> <p>〔継続〕○高次脳機能障がい者への支援</p>
--	--	--	---	---

			<p>を実施することで普及・啓発に努めている。</p> <p>【第 5 次大阪府障がい者計画】</p> <p>○府内地域リハビリテーションの推進</p> <p>・身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けられることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めている。【第 5 次大阪府障がい者計画】</p> <p>○障がい者医療等の推進による自立支援</p> <p>・府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、医療部門（大阪急性期・総合医療センター 障がい者医療・リハビリテーション医療部門）、訓練部門（大阪府立障がい者自立センター）、相談支援部門（大阪府障がい者自立相談支援センター）が連携し、障がい者医療体制の確保、医療リハビリテーションや地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに</p>	
--	--	--	--	--

			<p>に、市町村とも連携して障がい者の地域移行や地域生活を支援している。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○高次脳機能障がい者への支援</p> <p>・大阪急性期・総合医療センター（障がい者医療・リハビリテーション医療部門）において高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションを行っている。また、大阪府立障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、医学的リハビリテーションや地域生活への移行に向けた社会的リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、専門的な支援技法を蓄積している。そして、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にきめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるよう、医療機関、障がい福祉サービス事業所、市町村職員を対象とした研修を行い、地域における生活リハビリテーションの普及を図っている。</p> <p>【第5次大阪府障がい者計画】</p>	
--	--	--	--	--

23	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 法定雇用率の見直し（平成 30 年度、平成 35 年度）を行う。なお、平成 30 年 4 月より適用される法定雇用率を検討するため、労働政策審議会障害者雇用分科会を開催し、議論を行っている。また、従来から行ってきた身体障害・知的障害のある人の職場定着の支援に加え、精神障害のある人等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組む。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進など ICT を活用した雇用支援等を進める。</p>	厚労省	商工労働部	<p>○障がい者雇用に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府と契約等関係のある法定雇用率未達成企業及び法定雇用率未達成の特定中小企業主（府内にのみ事務所・事業所を有する常用雇用労働者 40.0 人以上 100 人以下の事業主）に対し、雇用率達成に向けた誘導・支援等を実施した。 ・新たに雇用率制度に加わった特定短時間労働や通勤困難な精神・発達及び重度障がい者の在宅ワーク等について事例収集し情報提供・啓発（事例集の発行、HP 等）を行った。 ・大阪府障がい者雇用促進センターにおいて、庁内関係部局等とも連携し、障がい者雇用に関する各種セミナーや高等支援学校等見学会など企業支援を実施した。 ・精神・発達障がいに対する正しい理解と職場環境整備を図るため、企業の人事担当者等を対象に精神・発達障がい者雇用企業での体験型研修等実施するとともに、「雇用管理ツール」の紹介、職場実習の受入れを希望する事業主と実習を希望する精神・発達障がい者等とのマッチング支援を 	<p>〔拡充〕○障がい者雇用に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度に作製した「障がい者雇用の理解促進ツール」の動画を新たに作製する。
----	--	-----	-------	--	--

			<p>実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用に関わる事業主の様々な活動を評価・表彰する「ハートフル企業顕彰」や、継続的な職場実習の受入れなど障がい者の雇用等に積極的な企業等を登録する「障がい者サポートカンパニー」制度を通じ、優れた取組の周知を図った。 ・評価項目に障がい者等就職困難者の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を通じ、雇用の促進を図った。 	
		福祉部	<p><「職場定着」「柔軟な働き方」という観点からの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の社会参加の促進 ・精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立の促進を図った。また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう、精神障がい者雇用セミナー（協力事業所育成講座）等を開催した。（毎年2回開催）【第5次大阪府障がい者計画】 ○障害者就業・生活支援センターの充実 	<p>〔継続〕○精神障がい者の社会参加の促進</p> <p>〔継続〕○障害者就業・生活支援センターの充実</p> <p>〔継続〕○福祉施設から一般就労への移行及び就労定着支援事業所の利用拡大</p> <p>・就労系障がい福祉サービス事業所の支援力の向上のための研修を実施【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>〔継続〕○障がい者の就労定着等の促進</p> <p>〔継続〕○起業支援の充実</p> <p>〔継続〕○文化芸術活動の推進</p> <p>・国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）等と連</p>

			<p>・就労定着支援事業所及び障害者就業・生活支援センターにおいて、就労移行支援事業所等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を実施した。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>・就労定着支援事業においては、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務（努力義務）期間を経過した後の3年間を支援するとともに、就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労された障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大及び質の向上を促す仕組みについて検討した。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>・就労定着支援事業の利用が出来ない場合や利用が終了した場合は、必要に応じて障害者就業・生活支援センターが支援を行うにあたり、職場適応援助者事業等とも連携を図りながら、一時休職からの復職・再就職を含めた個々のニーズや障がい特性を踏まえたきめ細かな就労・生活支援に努めた。また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援については、特性を踏ま</p>	<p>携し、障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、「場・機会の創出」「市場への挑戦」「人材育成」の観点より、障がい者が主体的に活動できる環境づくりなど、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援している。【第5次大阪府障がい者計画】</p>
--	--	--	---	--

			<p>えた地域医療との連携をはじめ、企業等への助言・提案による企業理解の促進を図るとともに、必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するために作成した支援ツール（就労サポートカード）を活用するなど、効果的な定着支援に努めた。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○福祉施設から一般就労への移行及び就労定着支援事業所の利用拡大</p> <p>・就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労への移行の促進及び就労定着支援事業所の利用拡大・定着支援の質の向上に向け、支援力向上のための「障がい者就労支援ガイドブック」を各事業所に浸透させるため、地域の課題・実情を踏まえた研修プログラムを作成し実施するとともに、地域連携の実践に向けた支援を行った。</p> <p>【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>・府における就労定着支援事業所数及びその利用状況を障がい者自立支援協議会就労支援部会にて報告し、当該事業の更なる利用促進のため、課題等について意見聴取を行った。</p>
--	--	--	---

			<p>・就労定着支援事業において、福祉サービス事業所から一般就労された障がい者が職場に定着できるよう、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務(努力義務)期間を経過した後の3年間を重点的に支援した。</p> <p>・精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール（就労サポートカード）を作成し、周知・普及を図った。</p> <p>【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○障がい者の就労定着等の促進</p> <p>・障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する職場環境整備等支援組織を活用し、公契約による就職困難者の就労支援や障がい者の職場定着を図った。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○起業支援の充実</p> <p>・ITステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けたICT技術等のスキルアップ支援（eラーニング講座等）を実施した。在宅就業支援団体と連携した就労支</p>	
--	--	--	---	--

			<p>援を平成 30 年度から展開した。【第 5 次大阪府障がい者計画】</p> <p>○文化芸術活動の推進</p> <p>・国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携し、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援している。【第 5 次大阪府障がい者計画】</p> <p>○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組</p> <p>・大阪府 IT ステーションにおいて、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練などを障がい者の個々の適性に応じて行うとともに、市町村、職業訓練施設、支援機関及びハローワーク等と連携し、障がい者の就労支援を包括的に行う「障がい者の雇用・就労支援拠点」として各種取組を行った。【第 5 次大阪府障がい者計画】</p> <p>・体調面や就労準備性等に課題があり、障がい福祉サービスの利用や職業訓練に通うことが困難な障がい者に対して、就労</p>	
--	--	--	--	--

			<p>支援コーディネーターなどにより、ICTを活用した就労支援を行った。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>・移動が困難でかつ支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT支援機器利用等の相談や体験ほか、ITサポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上へのIT支援を行った。【第5次大阪府障がい者計画】</p>	
24	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組</p> <p>平成30年4月の改正障害者総合支援法の施行や平成30年の報酬改定を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進する。また、地域生活を支援するための取組を一層推進するとともに、障害福祉サービスの利用者の一般就労への移行者数を平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上にすることを目指す。</p>	厚労省	<p>福祉部</p> <p><「一般就労への移行」という観点からの取組></p> <p>○就労移行支援事業所等の質の向上</p> <p>・一般就労への移行促進のため、支援力向上のための「就労支援ガイドブック」を作成し、その普及を図るとともに、就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所に対し、研修等を通じて就労実績の高い事業所の事例や取組等を普及させ、府内の就労移行支援事業所等の支援力向上を図った。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>・「障がい者雇用日本一」を目指し、福祉・</p>	〔継続〕○就労移行支援事業所等の質の向上

				<p>商工労働・教育委員会の関係部局が連携して、障がい者雇用・就労の促進を図る。一般就労への移行促進のため、就労移行支援事業所・就労継続支援 A 型事業所・就労継続支援 B 型事業所に対し、研修等を通じて就労実績の高い事業所の事例や取組等を普及させ、府内の就労移行支援事業所等の支援力向上を図った。</p> <p>【第 5 次大阪府障がい者計画】</p> <p>【第 5 次大阪府障がい者計画の成果目標】</p> <p>・令和 8 年度に福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労へ移行する者を 2,826 人以上とすることをめざす。【第 6 期大阪府障がい福祉計画】</p> <p>⇒令和 6 年度実績 3,744 人</p>	
25	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 企業が「心のバリアフリー」を自身の企業価値の中に取り込み、上記研修等に恒常的に取り組む体制を整えることに加え、従来からの好事例を踏まえ、各社が「心のバリアフリー」に向けて取り組むよう働きかける。</p>	<p>経済界 協議会</p>	<p>商工労働部</p>	<p>○「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」の実施（No.16 再掲）</p>	<p>〔継続〕○「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」の実施（No.16 再掲）</p>

	<p>具体的には、経済界全体として、人材採用や人事評価の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させることや、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりを促進するため、平成 29 年度に、経済界協議会が公式な宣言を行う。また、同年度中に、障害者団体等とも連携の上、企業における「心のバリアフリー」に向けた好事例集を作成し、上記宣言と併せて、パンフレットの配布や同協議会ホームページでの掲示によって、広く周知する。</p> <p>(好事例集で取扱う項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材採用や人事評価の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させている事例 ・ 障害のある人の採用や中途障害の社員の職場復帰及び定着に向けて、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりを促進している事例 ・ 障害のある人の就職活動に向けて情報提供を行うべく、障害のある人が働くための環境づくりについて会社パンフレット等に記載したり、大学等において障害のある学生向けの就職説明会等を実施している事例 				
26	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組</p> <p>農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとつての担い手不足解消につながる農福連携を推進</p>	農水省、厚生労働省	環境農林水産部	<p>○障がい者の農業分野での就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省、厚生労働省等からの国庫を活用し必要な予算を確保しつつ、農福連携による農業参入の相談窓口を運営 	[継続]○障がい者の農業分野での就労支援

	<p>する等、障害のある人等が地域の担い手として活躍する取組を推進する。具体的には、農林水産省と厚生労働省が連携して取り組んでいる農福連携について、平成 29 年度以降についても、必要な予算を確保しつつ、両省が連携して農福連携に係る広報資料の作成やセミナー等を開催するなど農福連携の取組を支援する。</p>		<p>し、既参入企業等の経営を安定化させる取組、農福連携に係る広報資料の作成やセミナー等を開催。令和 4 年 5 月には、既参入事業者で構成するハートフルアグリネットワークを設立し、企業間の情報交換や各企業が抱える課題解決および生産性向上に繋がる取組を実施。また、企業のみではなく、主力農家や農業法人等が障がい者の雇用等を行うきっかけづくりとして、障がい者が農家等で農作業インターンシップを行う事業を実施している。加えて、令和 7 年度から農業と福祉に関する実務的な知見を有して、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする専門人材である「農福連携技術支援者」を育成する研修を実施している。(R7 年度：23 名認定)</p>	
--	---	--	---	--

Ⅲ) 地域におけるユニバーサルデザイン

3) 地域における取組

番号	ユニバーサルデザイン行動計画 2020 における内容	所管(国)	所管(府)	府の取組(これまでの取組)	府の取組(令和 8 年度の取組予定)
27	<p>①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組 平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協</p>	厚労省等	福祉部	<p><「障がい理解の推進」という観点からの取組> ○障がい者週間を中心とした啓発事業</p>	<p>〔継続〕○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 (No.15 再掲) 〔継続〕○発達障がいに対する理解促進</p>

<p>議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。</p>		<p>の実施（No.15 再掲）</p> <p>○発達障がいに対する理解促進</p> <p>・「世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）」及び「発達障がい啓発週間（毎年4月2日～8日）」の取組として、ブルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めている。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発</p> <p>・高次脳機能障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、府民への継続的な啓発活動を進めている。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>【参考：市町村における事業の実施状況（令和5年度実績）】</p> <p>・理解促進研修・啓発事業 35 市町村</p> <p>・自発的活動等支援事業 21 市町村</p>	<p>・「世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）」及び「発達障がい啓発週間（毎年4月2日～8日）」の取組として、ブルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めている。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>〔継続〕○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発</p>
--	--	--	---

	①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組	こども家庭庁	福祉部	—	○子どもファストトラックの推進 ・万博におけるベビーカー等の優先レーンでの取扱い等による子育て家庭等への配慮の気運の社会定着を図る。 〔新規〕○子どもファスト・トラック推進事業 ・公共施設・商業施設等へのベビーカーファスト・トラック等の導入促進営業
28	②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方 東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）について、熊本地震において安否確認に利用されるなど名簿の必要性・有効性が再認識されたことも踏まえ平成 29 年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットや事例集を作成し、これらの周知を行うことで、実質的に障害のある人等の避難支援に資するよう、各自自治体における適切な名簿作成やその有効活用を促進する。	内閣府 （防 災）、 消防庁	政策企画部 福祉部	○「避難行動要支援者名簿」の作成及び活用等の支援 ・市町村における「避難行動要支援者名簿」の作成及び活用等の取組を支援するため、以下の取組を実施した。 平成 27 年 2 月 「避難行動要支援者支援プラン作成指針」の改訂 平成 27 年 7 月 「避難行動要支援者支援プラン作成指針」にかかる市町村説明会の開催 平成 28 年 3 月 全市町村において「避難行動要支援者名簿」の作成が完了	（継続）○「避難行動要支援者名簿」の更新及び活用等の支援（個別避難計画作成促進の支援） ・「避難行動要支援者支援のための個別避難計画作成促進」をテーマとした研修実施予定
29	②災害時における避難行動要支援者に配慮した	消防庁		平成 29 年 4 月 「避難行動要支援者	

<p>避難支援の在り方</p> <p>なお、駅、空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設について、火災や地震が発生した場合に、これらの施設を利用する障害のある人のニーズ等に配慮して、施設関係者がデジタルサイネージ等の多様な手段を活用した情報伝達や避難誘導を行うときの留意事項等について検討し、その内容等の周知を図る。</p>			<p>の避難行動支援に関する事例集」の周知</p> <p>平成 30 年 1 月 「避難行動要支援者支援に関する取組事例研修会」の開催</p> <p>平成 30 年 7 月 府北部地震における安否確認の状況等を被災市町にヒアリング</p> <p>平成 30 年 10 月 避難行動要支援者の支援について、市町村と意見交換会を実施</p> <p>令和元年 8 月 「市町村防災研修（要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修）」の開催</p> <p>令和元年 12 月 「市町村意見交換会（議題：避難行動要支援者等にかかる安否確認及びニーズ把握）」の開催</p> <p>令和 2 年 10 月 「避難の理解力向上キャンペーン実施に係る研修会」の開催</p> <p>令和 3 年 6 月 市町村のマネジメントを行う部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修実施</p> <p>令和 3 年 8 月 高齢者や障がい者等を含む地域の方々の個別避難計画と避難</p>	
--	--	--	--	--

			<p>行動を時間軸に沿って整理する</p> <p>「コミュニティタイムライン」との連携に関する説明会の実施</p> <p>令和 4 年 1 月・3 月 個別避難計画作成関係者を対象とした研修実施</p> <p>令和 4 年 5 月 市町村のマネジメントを行う部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修実施</p> <p>令和 5 年 8 月 個別避難計画作成支援に関する研修会（座学研修）実施</p> <p>令和 5 年 9 月 個別避難計画作成支援に関する研修会（ワークショップ形式による実技研修）実施</p> <p>令和 5 年 3 月 個別避難計画作成支援に関する研修会（市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド説明等）実施</p> <p>令和 6 年 4 月 個別避難計画作成支援に関する研修会（個別避難計画に関して初めて担当する市町村初任者向け）実施</p> <p>令和 6 年 9 月 個別避難計画作成支援に関する研修会（作成優先度の考え</p>	
--	--	--	---	--

				<p>方や交付金の活用について) 実施</p> <p>令和 7 年 2 月 個別避難計画作成支援に関する研修会 (先行好事例を共有) 実施</p> <p>令和 7 年 12 月 地域包括支援センター職員を対象とした、個別避難計画作成に関する研修を実施</p> <p>・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技を実施し、避難支援等関係者に要支援者の理解の促進や実践力の向上を図る (平成 28 年度から令和 4 年度)</p>	
30	<p>③その他</p> <p>地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用し、障害のある人に対する差別などの人権問題について人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始する。併せて相談窓口の周知広報を行う。また、平成 29 年度から、人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別に関する事例紹介や「心のバリアフリー」に関</p>	法務省	府民文化部	<p>○人権相談事業の実施</p> <p>・大阪府人権尊重の社会づくり条例・大阪府人権施策推進基本方針に基づき、差別や虐待、パワーハラスメントなど、障がい者に関する問題をはじめ様々な人権問題について相談窓口を開設し、その課題に応じた情報の提供や専門相談機関の紹介を実施している。</p>	[継続]○人権相談事業の実施

<p>する説明の充実を図る。更に、研修講師に障害のある人を招くなどして、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。なお、人権擁護委員候補者の推薦にあたって、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に則した適任者を積極的に推薦するよう、市町村等に対し働きかけを行う。</p>				
--	--	--	--	--

IV) その他

4) 国民全体に向けた取組

番号	ユニバーサルデザイン行動計画 2020 における内容	所管 (国)	所管(府)	府の取組 (これまでの取組)	府の取組 (令和8年度の取組予定)
31	<p>①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進</p> <p>平成 28 年 10 月 7 日に、リオデジャネイロ大会の日本代表選手団によるパレードを今回初めてオリンピックとパラリンピックの合同で開催したところ、報道でも多く取り上げられ、パラリンピックの認知度向上に寄与した。</p>	スポーツ庁	府民文化部	<p>○障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役スポーツ賞の贈呈 <p>長年にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しむとともに、その普及振興を図り、健康で豊かな生涯スポーツ社会づくりに功績のある個人、又は団体に対し、毎年生涯現役スポーツ賞を贈呈している。</p> <p>令和7年度については、金賞 13 名、銀賞 60 名、団体賞 19 団体、計 92 件を贈呈した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ情報ウェブサイト活用 	<p>〔継続〕○障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上(生涯現役スポーツ賞の贈呈、スポーツ情報ネットワークシステム推進事業の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役スポーツ賞の贈呈 <p>長年にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しむとともに、その普及振興を図り、健康で豊かな生涯スポーツ社会づくりに功績のある個人、又は団体に対し、毎年生涯現役スポーツ賞を贈呈している。令和8年度については、選考委員会で受賞者を決定した後、11月上旬に贈呈式を実施予定。</p>

			ユニバーサルデザインに配慮し、府内で開催される在阪スポーツチーム等の試合情報などを国内外に発信し、大阪への誘客に向けた HP の更新作業を行った。	・スポーツ情報ウェブサイトの活用 ユニバーサルデザインに配慮し、大阪にゆかりのあるアスリート(パラアスリート含む)等をホームページ上で紹介する。また、在阪スポーツチームの観戦情報や府内サイクルルートスポーツに関する情報を広く発信する。
		府民文化部 福祉部	○障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上 ・感動大阪大賞・感動大阪賞の贈呈 オリンピック・パラリンピックをはじめとする世界大会等において、府民に深い感動を与え、かつ、府の施策に大きな貢献をした者に対して、府民の榮譽喜びとして讃える「賞詞」を交付し、オリンピック・パラリンピックの認知度向上に寄与している。令和6年度までに感動大阪大賞を 63 回 195 名・チームに贈呈、感動大阪賞を 11 回 101 名に贈呈した。 ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、府内のオリンピック聖火リレー並びにパラリンピック聖火フェスティバルの実施を通じて、大会の機運醸成や府民に対し、国際大会の認知度向上に取り	〔継続〕○障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上 ・感動大阪大賞・感動大阪賞の贈呈 オリンピック・パラリンピックをはじめとする世界大会等において、府民に深い感動を与え、かつ、府の施策に大きな貢献をした者に対して、府民の榮譽喜びとして讃える「賞詞」を交付し、オリンピック・パラリンピックの認知度向上に寄与している。令和8年度については今年実施されているミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック・パラリンピックで活躍された大阪ゆかりのオリンピック・パラリンピアンメダリスト・入賞者に対してもそれぞれ賞の贈呈を予定している。

				組んだ。 ・令和7年度については、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025で入賞した大阪ゆかりのメダリスト・入賞者に対し、感動大阪大賞(30名)、感動大阪賞(9名)を計39名に贈呈した。	
32	①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 ナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として、施設全般にわたって車椅子対応を行うなど、東京大会開催の約1年前の完成を目指して拡充整備し、パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげる。また、公共スポーツ施設等関係者による同施設の見学等を通じ、様々な公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。	スポーツ庁	—	—	—
33	①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 障害のある人のスポーツ大会と障害のない人のスポーツ大会等の融合を推進するため、平成29年度以降、障害のある人とない人が一緒になって行うスポーツ大会の事例について、関係者への情報共有	スポーツ庁	府民文化部	○障がい者スポーツの推進 ・商業施設等において、府民スポーツレクリエーション事業として、スポーツ体験会を行い、パラリンピックの正式種目であるボッチャ体験会等を実施。	[継続]○障がい者スポーツの推進(スポーツ体験会) ・商業施設等にて、府民スポーツ・レクリエーション事業として、スポーツ(障がい者スポーツ含む)体験会を実施。 ・国庫事業である運動・スポーツ習慣化促

	等を行う。				進事業で、障がいがある方を含め、どなたでも気軽に安全に参加できるウォーキングイベントを実施予定。
34	<p>①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進</p> <p>2020年パラリンピック競技大会を多くの児童・生徒・学生が学校や家庭の他、様々な活動の中で観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるよう、平成32年度に向けて、引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を推進し、パラリンピアンとの交流や、パラリンピック競技体験等の取組を通じて、パラリンピックの認知度向上へとつなげる。</p>	スポーツ庁	府民文化部	<p>○オリンピック・パラリンピアン派遣事業</p> <p>・府内小学校及び支援学校等に、オリンピック、パラリンピアンを派遣し、実技指導や講話を通じて、次世代を担う子どもたちに夢や希望を伝える。令和7年度については府内小学校16校、支援学校1校にオリンピック12名、パラリンピアン2名を派遣した。</p>	<p>〔継続〕○オリンピック・パラリンピアン派遣事業</p> <p>・府内小学校等にオリンピック・パラリンピアンを派遣し実技指導や講話を通じて、次世代を担う子どもたちに夢や希望を伝える。</p>
35	<p>②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施</p> <p>2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施し、東京大会のレガシーとして残すべく、平成28年度以降、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Specialプロジェクト2020」）。平成29年度以降、国、県において開催する実行委員会の検討結果を踏まえ、各関係機関のネットワークの構築やモデル事業等を推進する。</p>	文科省	教育庁	<p>○大阪府立支援学校におけるスポーツ推進</p> <p>・平成28年12月に設置した大阪府立支援学校スポーツ推進会議を、平成30年3月に、大阪府障がい者スポーツ推進会議（自立支援課）の部会に位置付けた。令和4年度は、庁内の関係課、府立支援学校長、障がい者スポーツ関係者を委員とする本障がい者スポーツ推進会議で、府立支援学校におけるスポーツ活動の普及・推進を図ることを目的とし</p>	〔継続〕○大阪府立支援学校におけるスポーツ推進

				て、協議を行った。また、府立支援学校においては、大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）の出前事業や大阪府障がい者スポーツ協会の指導員派遣事業等を活用して、スポーツ活動の活性化を図った。引き続き、府立支援学校に在籍する児童生徒等が、これらの事業やスポーツ施設を積極的に活用できるよう、府立支援学校に情報提供を行っていく。	
36	<p>③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動</p> <p>市町村や事業者と連携し、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施する。フォーラムについては、平成 28 年度 15 箇所実施し、平成 29 年度においても 15 箇所で開催する予定。また、障害者スポーツ体験会等については、平成 28 年 7 月に、法務省において経済界協議会及び社会福祉協議会と連携して車椅子体験教室を実施したところであり、平成 29 年度以降、各地域においても、民間事業者等と連携した活動を積極的に</p>	内閣府、法務省	福祉部	<p><障がい者スポーツに関する観点からの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府立障がい者交流促進センターの運営（No.40 再掲） ○大阪府立稲スポーツセンターの運営等（No.40 再掲） ○障がい者スポーツ指導者の養成等（No.40 再掲） ○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣等（No.40 再掲） ○スポーツに親しむ機会の提供（No.40 再掲） 	<p>〔継続〕○大阪府立障がい者交流促進センターの運営（No.40 再掲）</p> <p>〔継続〕○大阪府立稲スポーツセンターの運営等（No.40 再掲）</p> <p>〔継続〕○障がい者スポーツ指導者の養成等（No.40 再掲）</p> <p>〔継続〕○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣等（No.40 再掲）</p> <p>〔継続〕○スポーツに親しむ機会の提供（No.40 再掲）</p>

	実施する。				
37	<p>③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動</p> <p>平成 28 年度以降、人権啓発活動や障害者週間等各種キャンペーンを通じて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化する。具体的には、人権啓発活動については、平成 29 年度以降、一般からの公募により採用したキャッチコピーを用いて障害のある人の人権をテーマとした啓発ポスターを作成するなどの啓発活動を積極的に実施する。また、障害者週間については、平成 28 年度、すべての命と尊厳の尊重のため、改めて真の共生社会について問うシンポジウムを開催したところであり、平成 29 年度においても引き続き啓発活動を実施する予定。</p>	法 務 省、内 閣府	府民文化部	<p>○府民の人権意識の高揚</p> <p>・大阪府人権教育推進計画に基づき、人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の作成や研修会・講演会・イベントを開催すること等により、府民の人権意識の高揚を図っている。</p> <p>【令和 6 年度実績】</p> <p>大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」において、障がい者等の人権の概要や府の取組等を掲載している。（令和 7 年 3 月発行）</p> <p>・作成部数：30,000 部（墨字）、200 部（点字）</p> <p>・配布先：市町村、学校及び人権関係団体等</p>	〔継続〕○府民の人権意識の高揚
			福祉部	<p><「障がい理解の推進」という観点からの取組></p> <p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（No.15 再掲）</p> <p>○発達障がいに対する理解促進（No.27 再掲）</p> <p>○高次脳機能障がいに対する理解の普</p>	<p>〔継続〕○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（No.15 再掲）</p> <p>〔継続〕○発達障がいに対する理解促進（No.27 再掲）</p> <p>・「世界自閉症啓発デー（毎年 4 月 2 日）」及び「発達障がい啓発週間（毎年 4 月 2 日～ 8 日）」の取組として、ブルーラ</p>

				及啓発（No.27 再掲）	イトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めている。【第5次大阪府障がい者計画】 〔継続〕○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発（No.27 再掲）
38	<p>③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動</p> <p>平成 29 年度以降、政府の広報の一環として、「心のバリアフリー」の理解促進に向けた広報を行うことを検討する。また、総理大臣官邸の記者会見室において内閣官房長官又は内閣総理大臣が記者会見を行う際には、原則として、手話通訳者が会場内で対応しており、記者会見の様子をインターネット、テレビ等を通じて放送・送信する際には、技術的問題やその他の問題がない場合、必ず手話通訳者が同一画面の中に映り込み、誰でも見てわかる放送となることについて、障害当事者から要望のあったことを民間放送事業者等に対し情報提供を行う。</p>	内閣官房	府民文化部	<p>○知事会見の取組</p> <p>・生中継の際に手話通訳を導入し、動画にも反映するとともに、会見終了後速やかに動画（当日中）及び反訳（2 日後）をホームページに掲載している。</p> <p>○府政に関する情報を障がい特性に配慮して府民に提供</p> <p>・府民文化部・福祉部・都市整備部が共同で「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」を作成し、庁内外へ発信することで、色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した表示やデザインを推奨している。</p> <p>・庁内向けに「広報マニュアル」や「色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した印刷物を作成するために」を提示し、広報物を作成する際はより多くの府民が情報</p>	<p>〔継続〕○知事会見の取組</p> <p>〔継続〕○府政に関する情報を障がい特性に配慮して府民に提供</p>

				<p>を入手できるよう常に意識し、わかりやすいものとなるよう働きかけや助言を行っている。</p> <p>・府公式 Web サイトでは、「大阪府ウェブアクセシビリティ方針」を定め、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル「AA」に準拠することを目標に、ユニバーサルデザインの推進に取組、JIS に基づく試験結果などを府公式 Web サイトで公開している。</p> <p>・府政だよりについては、点字版、拡大版、音声版(テープ版)も発行している。</p>	
39	<p>③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動</p> <p>平成 30 年度を目途に、全国で、障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々等が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化することで、「心のバリアフリー」に向けて賛同する人々の連帯を促進し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための仕組みを創設する。このため、平成 29 年度には幅広い関係者による協議会を立ち上げ、既存の取組や大会ボランティア、都市ボランティア等と連携する形で、制度の具体化を図る。その際、既存の障害のある人に関連するマークとこの統一マークの位</p>	内閣官房等	福祉部	<p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 (No.15 再掲)</p>	<p>〔継続〕○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 (No.15 再掲)</p>

	<p>置づけについても整理する。また、検討に際しては、上記の学校教育における取組、企業等における取組、地域における取組と相乗効果を上げる形で、全国への普及促進を図るものとする。</p>				
40	<p>③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動</p> <p>国際的な障害者スポーツ大会の招致は、障害者スポーツの普及や国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動の一環として有効であるため、関係団体や自治体からの具体的な相談内容に応じて、その招致に向けた適切な支援を行う。</p>	スポーツ庁	福祉部	<p><障がい者スポーツに関する観点からの取組></p> <p>○大阪府立障がい者交流促進センターの運営</p> <p>・府における障がい者スポーツ（特に競技スポーツ）の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい者福祉サービス事業所等との連携・支援のほか、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施している。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○大阪府立稲スポーツセンターの運営等</p> <p>・障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツや文化芸術・レクリエーション活動を支援することを目的とした大阪府立稲スポーツセンターを運営している。大阪府立障がい者交流促進センタ</p>	<p><障がい者スポーツに関する観点からの取組></p> <p>〔継続〕○大阪府立障がい者交流促進センターの運営</p> <p>〔継続〕○大阪府立稲スポーツセンターの運営等</p> <p>〔継続〕○障がい者スポーツ指導者の養成等</p> <p>〔継続〕○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣等</p> <p>〔継続〕○スポーツに親しむ機会の提供</p>

			<p>一等の障がい者スポーツに係る府立施設等と相互連携しながら、府内の障がい者スポーツの振興を図り、府域の障がい者やこれら施設を利用する障がい者にとって、より良い環境・施設としている。また、障がい者文化芸術についても、国際障害者交流センターと連携強化等を図っている。</p> <p>【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○障がい者スポーツ指導者の養成等</p> <p>・障がい者スポーツの支援や振興を図るため、専門的競技を有する障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣。また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供を実施している。【第5次大阪府障がい者計画】</p> <p>○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣等</p> <p>・障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上、裾野拡大を</p>	
--	--	--	---	--

				<p>図ることを目的としている大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障害者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣。また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を実施している。【第 5 次大阪府障がい者計画】</p> <p>○スポーツに親しむ機会の提供</p> <p>・大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツの P R を大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行うほか、企業や障がい者トップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発やスポーツに親しむ機会の提供に努める。【第 5 次大阪府障がい者計画】</p>	
--	--	--	--	--	--

IV) その他

5) 障がいのある人による取組

番号	ユニバーサルデザイン行動計画 2020 における内容	所管 (国)	所管 (府)	府の取組 (これまでの取組)	府の取組 (令和 8 年度の取組予定)
41	障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉	厚 労	福祉部	<「コミュニケーション」「ピアサポート」という	<「コミュニケーション」「ピアサポート」という観

<p>法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成 29 年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。</p>	<p>省、内閣官房</p>	<p>観点からの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等 ・視聴覚障がい者情報提供施設等を活用し、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等や、相談支援、広域的な日常・社会生活支援のほか、障がい者向け媒体の製作・提供・普及、障がい者に対する情報機器の貸出、相談等を実施。また、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開している。【第 5 次大阪府障がい者計画】 ○ピアカウンセリングの普及 ・市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図る。【第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）】 <p>【参考：市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリ</p>	<p>点からの取組></p> <p>〔継続〕○府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等</p> <p>〔継続〕○ピアカウンセリングの普及</p>
---	---------------	--	--

				グの実施市町村数] ・令和6年度実績 全 43 市町村中、 24 市町で実施	
42	平成 28 年 11 月以降、企業等における汎用性のある「心のバリアフリー」社員教育の研修プログラム検討委員会において、企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、講師用テキストも作成する。	内閣官 房、 経 済 界 協 議 会	—	—	—

2. UD のまちづくり (Ⅲ)

I) 公共交通機関や道路等のユニバーサルデザイン化

番号	ユニバーサルデザイン行動計画 2020 における内容	所 管 (国)	所管 (府)	府の取組 (これまでの取組)	府の取組 (令和 8 年度の取組予定)
56	④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 口海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルについては、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインや過去のパラリンピックの開催実態等を踏まえ、世界トップレベルのユニバーサルデザイン水準となるよう、平成 28 年度中に数値目標を設定するとともに、必要な取組を具体化する。 また、これに準じ、乗継ぎに利用される羽田空港国	国交省	—	(参考) 現在、関西国際空港は、関西エアポート(株)において運営を行っている。 関西エアポート(株)では、多様なお客様に安全・安心・便利に空港を利用してもらえるよう、ユニバーサルデザイン関連の法律・ガイドラインを踏まえ、空港施設の改修・整備に取り組んでいる。今後、法律、ガイドライン等の変更や都度の通達などが発生	—

	内線ターミナルや国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、平成 28 年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。これによって、同大会のレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境とすることを目指す。			すれば、それに基づき、計画的にユニバーサルデザイン対策を実施するとともに、新たなターミナルビルの改修や整備を行う場合においても法律等を踏まえて実施する。 《既存施設での対応》	
57	④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 羽田空港国際線ターミナルのUD（ユニバーサルデザイン）タクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、障害のある人のタクシー乗り場へのアクセス改善を図るため、関係者と協議の上、平成 28 年度中に整備を完了する。	国交省	—	・視覚障がい者の皆様の移動が円滑になされるよう、ターミナルビルの出入口から旅客案内カウンターまで誘導ブロックを敷設済み。 ・音声案内だけでなく点字盤面やトイレ前等を含む触知図を設置済み。 ・多機能トイレ（聴覚障がい者の皆様へ火災報知器発報を知らせる光警報装置を含む）の改修を主要なトイレにて対応済み。 ・旅客ターミナルビル案内サインの多言語対応に加え、案内スタッフ等へAI通訳機を2022年6月に配備済み。 ・旅客ターミナルビル内案内カウンターにおける車いす利用者用のカウ	

				<p>ンターを設置済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「UD2020 行動計画」に基づき、2019年3月より補助犬が多目的トイレを使用できるとするトライアルを経て本運用中。併せて、2020年3月に屋外へ補助犬専用トイレを整備済み。 ・多機能トイレ以外の光警報装置が未設置のトイレに加え、スタッフが常駐していないがお客様が自由に立ち入ることができる場所(授乳室、祈祷室)についても 2019年7月までに設置済み。 ・2020年度より、搭乗橋の更新に合わせて段差の無い搭乗橋を順次導入中。(2020年度～2023年度で44基更新済み。) ・既設の視覚障がい者の皆様への誘導ブロックを 2021年度に改修済み。 ・2021年度から実施中の T1 リノベーション工事において、改修する階段の二段手摺化を実施中。 ・2021年度から実施中の T1 リノベ 	
--	--	--	--	--	--

				<p>ーション工事において、ウイング先端エリアの到着動線にエレベーターを新設中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度から実施中のT1リノベーション工事で新設するトイレ（一部）において手動車椅子対応ブース、車椅子洗面対応、出入口での音声案内を整備中。 ・T1リノベーションに合わせてカームダウン・クーダウンスペースを設置済み。（2022年度） ・T1リノベーションに合わせてエレベーター聴覚障害者緊急時対応ツールの運用を開始。（2022年度） ・バリアフリーに関する社員研修を実施（2022年11月～2023年2月、2024年12月～2025年2月）。空港従業員を対象に、障がい者や高齢者が日常で直面する課題やバリアフリー対策をテーマにした研修（座学及びロールプレイ形式）を実施。 	
61	①バリアフリー基準・ガイドラインの改正 i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正	国交省	都市整備部	○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進	〔継続〕○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進

<p>バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインについて、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成 28 年 10 月に設置した検討委員会の下、平成 28 年度末までに改正内容の方向性を整理し、平成 29 年度はその検討結果等を踏まえ、必要な追加的検討を行うとともに、具体の改正作業を行う。</p> <p>【検討項目例】（トイレ関係は、⑥参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅ホームにおける安全性の向上（内方線付き点状ブロックの敷設促進） ・ 鉄道車両における車椅子スペースの設置箇所数の拡大 ・ 旅客施設における段差解消の在り方（バリアフリー化されたルートの充実等） ・ トイレ利用の円滑化に資するトイレ環境の整備 ・ 移動制約に応じた緊急時を含む情報提供の充実 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に促進する。 ・ 平成 30 年 5 月の法改正による都道府県の役割強化等を踏まえ、さらなるバリアフリー化に向け、マスタープランや基本構想の作成・見直しを促進するための指針として「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」を作成した。（H31.3） ・ 基本構想作成後も、状況に応じて維持・改善していく「段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）」が重要であることから、市町村が開催するバリアフリー基本構想の継続協議会に参画し、技術的助言を行うことでスパイラルアップを促進する。（令和 6 年度：12 市町の協議会に参画） ・ 市町村別ブロック会議において、近畿運 	<p>〔継続〕○大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づく鉄道駅のバリアフリー化の促進</p>
--	--	---	--

			<p>輸局や道路環境課と連携し、基本構想の作成等・見直しの促進に関するの説明会を行った。(R5.2~3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成、見直しの促進を目的として、鉄道事業者や市町村が参加する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場で、近畿運輸局や福祉部局と連絡し、基本構想作成のメリット等の説明を行った(R8.2)。 <p>○大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づく鉄道駅のバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針や「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針(R2.3)を踏まえ、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進する。 ・既存駅舎のバリアフリールートの整備や、乗換ルートのバリアフリー化等を実施する鉄道事業者に対し、エレベーター設置工 	
--	--	--	---	--

				事費等の補助を実施した。(R2～6:5 駅)	
46	<p>ii) 建築物に係る設計標準の改正</p> <p>全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるために、平成 28 年 9 月に設置した検討委員会における議論を踏まえ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成 28 年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した記載を追加するとともに、改修のプロセスも含めた事例も盛り込む。また、ホテルのバリアフリー化の進捗状況について継続的に実態調査を行い、東京大会に向けてバリアフリー化を促進する。</p> <p>【検討項目例】(トイレ関係は、⑥参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホテルについて、国内外から訪れる高齢者、障害のある人等を幅広く受け入れることができるよう、a) 一般客室におけるバリアフリーに関する設計標準の新設、b) 既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案、c) ホームページ等での事前の情報提供(車椅子利用者用客室の室数やその仕様、一般客室における障害のある人等への配慮、備品の貸し出し等に関する基本的な情報)やソフト対応(案内、機器貸出し、情報伝達、非常時対応等)について記載を充実、d) ホテル客室について 	国交省	都市整備部	<p>○建築物のバリアフリー化促進(法及び条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法において定められている建築物のバリアフリーの適合義務基準に、法の委任条例となる福祉のまちづくり条例で用途の追加、対象規模の引き下げ、基準の付加を行うことで、建築物のバリアフリー化を促進している。 ・法及び条例において基準へ適合義務が課せられない建築物や、開発に伴って設置される道路・公園等に対し、一定規模・用途のものには事前協議を義務化し、バリアフリー化を誘導している。 ・大阪・関西万博の開催や超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、ホテル又は旅館の更なるバリアフリー化を図るため、一般客室に係るバリアフリー基準の設定、車椅子利用者用客室のバリアフリー基準の強化を図るとともに、ホテル又は旅館の営業者にハード・ソフトのバリアフリー情報の公表を求め 	<p>〔継続〕○法、条例の的確な運用やバリアフリーガイドラインの普及啓発による建築物のバリアフリー化促進</p> <p>〔新規〕○先導的なバリアフリー設備の設置に対する支援制度の創設</p>

<p>の好事例の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレについて、様々な障害のある人やその介助者に対する配慮や個別のニーズに対応することを目的として、障害のある人等が必要な機能の充実や小規模施設・既存建築物における整備・改修を進めるための記述の充実 ・ 建築物の用途別の設計のポイントの記述の充実 ・ 設計者にとってわかりやすい構成内容とするための記述の整理 		<p>る制度を創設するなど、福祉のまちづくり条例を改正した。（R2.3 公布、R2.9 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025 年大阪・関西万博を契機として建築物のさらなるバリアフリー化の促進に向けて、フラッシュライトの設置義務化や小規模店舗への義務対象拡大などバリアフリー基準の見直しを目的として、福祉のまちづくり条例を改正した。（R7.10 公布、R8.4 施行） <p>○バリアフリーガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月に作成した「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」について、令和 2 年の条例改正や、国土交通省で H31.3 にホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）が策定されたことを踏まえ、主にホテル又は旅館における一般客室の基準やバリアフリー情報の公表等に関して記載内容を充実させた。（R2.3 改訂） ・「高齢者・障害者等の円滑な移動等に 	
---	--	--	--

			<p>配慮した建築設計標準」の改正 (R3.3・国交省)等を踏まえ、障がい当事者等が参画した現地検証や審議会での議論を経て「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を改訂し、小規模店舗等において配慮すべき事項等の記載内容を充実させた (R5.5 改訂)</p> <p>・府域全域におけるバリアフリー水準の一層の向上を図るため、万博での先導的な基準や取組を反映するなど内容を充実させるとともに名称を「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」に改め改訂する。 (R8.3 改訂予定)</p> <p>○ホテル・旅館等に係る条例の解説及び大阪府バリアフリー情報公表制度マニュアルの策定</p> <p>・福祉のまちづくり条例の改正に伴い、ホテル又は旅館の施設整備に係る規定について、特定行政庁及び指定確認検査機関の審査担当者等や、ホテル又は旅館の設計者等が考慮すべきものをまとめた解説書を策定した。また、ホテル又は旅</p>	
--	--	--	--	--

				館におけるバリアフリー情報公表制度について、関係条文の解説及び公表方法等を取りまとめたマニュアルを策定した。 (R2.3)	
47	③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進 i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 都内主要ターミナル等の他、全国の主要なターミナル等についても駅前広場や自由通路等のバリアフリー化を推進する。	国交省	都市整備部	○建築物のバリアフリー化促進（法及び条例）（No.62 再掲） ○バリアフリーガイドライン（No.62 再掲） ○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進（No.61 再掲） ○まちのバリアフリー情報の提供 ・高齢者、障がい者など配慮を要する方々が、利用できる施設を探しやすい、選びやすい環境を整備するため、宿泊施設や公共施設等のバリアフリー情報を一元的に発信する「おおさかユニバーサルデザインマップ」を構築（R8.3 公開予定） ○府が管理する特定道路の整備 令和 2 年度に改定した「大阪府都市整備中期計画（案）」に基づき、高齢者や障がい者、子育て世代など、だれもが安心して利用できるよう、バリアフリー法に基づく特定道路等において、歩道の段差	〔継続〕○法、条例の的確な運用やバリアフリーガイドラインの普及啓発による建築物のバリアフリー化促進（No.62 再掲） 〔継続〕○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進（No.61 再掲） 〔継続〕○まちのバリアフリー情報の提供 〔継続〕○府が管理する特定道路の整備
48	ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進 2020 年(平成 32 年)までの完了を目標としている 1700 kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ② i) と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。	国交省			

				や勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、道路標識の表記改善など、道路のユニバーサルデザイン化を進めている。	
49	ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進 バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、障害のある人等が利用する経路を選定し、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。	警察庁	府警本部	○信号機への音響機能等の付加装置や反射材料を活用した道路標識・道路標示等の整備を推進 ・バリアフリー法における生活関連経路等において、障がい者や高齢者等が利用する経路を選定し、信号機への音響機能等の付加装置や反射材料を活用した見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。	〔継続〕○信号機への音響機能等の付加装置や反射材料を活用した道路標識・道路標示等の整備を推進
50	iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 平成 28 年 9 月に「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、具体的な計画策定過程（庁内の検討体制を含む）や取組内容の好事例について充実を図ったところ。本ガイドブックの周知・活用により、市町村における計画策定を促進するとともに、基本構想制度の在り方について、更なる課題の抽出および改善等の検討を行う。	国交省	都市整備部	○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進（No.61 再掲）	〔継続〕○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進（No.61 再掲）
51	iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及	経産省	都市整備部	○バリアフリーガイドライン（No.62 再	〔継続〕○法、条例の的確な運用やバリアフ

	東京大会に向けて、 JIS Z8210(案内用図記号) について移動円滑化のための新たな案内用図記号の作成及び ISO 規格との整合化の検討を行うとともに、案内用図記号の全国的な普及を図る。具体的には、平成 28 年度中に JIS Z8210 の原案作成を終え、平成 29 年度中に JIS を改正する予定。			掲)	リーガイドラインの普及啓発による建築物のバリアフリー化促進 (No.62 再掲)
52	v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 障害者等用駐車スペースの適正利用に有効性が期待されるパーキングパーミット制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。	国交省	福祉部	○車いす利用者用駐車場の適正利用の促進 ・車いす利用者用駐車区画に真に必要なとする人が利用できるよう、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす利用者用駐車区画に加え、その他の移動に配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組を推進している。 ・利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めている。	〔継続〕○車いす利用者用駐車場の適正利用の促進
53	④公共交通機関等のバリアフリー化	国交省	都市整備部	○大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方	○大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針

	<p>i) 鉄道にかかわるバリアフリー化</p> <p>a) 鉄道における車椅子利用環境の改善</p> <p>車椅子使用者が鉄道を利用する際の待ち時間や、多数の車椅子使用者が集中して鉄道車両に乗りしようとする際の対応などについて、関係者の意見を調整するための検討会を平成 28 年度中に立ち上げ、車椅子利用環境の改善を図る。</p>			<p>針に基づく鉄道駅のバリアフリー化の促進 (No.61 再掲)</p>	<p>に基づく鉄道駅のバリアフリー化の促進 (No.61 再掲)</p>
54	<p>a) 鉄道における車椅子利用環境の改善</p> <p>構造の特性等の理由から現在他の車椅子とは異なる乗車要件が定められているハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する委員会を平成 28 年 11 月に設置し、国内外の現状・実態等も踏まえ、平成 28 年度末を目途に結論を得る。</p>	国交省	—	— (鉄道車両への指導は対象外)	— (鉄道車両への指導は対象外)
55	<p>b) 駅ホームの安全性向上</p> <p>「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめ (平成 28 年 12 月) を踏まえ、ホームドア (新しいタイプのホームドアを含む) や内方線付き点状ブロックの整備を加速させるとともに、視覚障害者に対する駅員等による誘導案内の実施、旅客による声かけや誘導案内の促進など、ハード・ソフト両面からの総合的な転落防止対策を推進する。</p>	国交省	都市整備部	<p>○鉄道駅の内方線付き点状ブロック敷設の働きかけ</p> <p>・大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議等において鉄道事業者へ内方線付き点状ブロックの敷設について働きかけを実施している。</p> <p>○鉄道駅の可動式ホーム柵整備の促進</p> <p>・障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るとともに、鉄道利用者の安全を確</p>	<p>〔継続〕○鉄道駅の内方線付き点状ブロック敷設</p> <p>・全ての鉄道駅に内方線付き点状ブロックが敷設されるよう鉄道事業者への働きかけを実施</p> <p>〔継続〕○鉄道駅の可動式ホーム柵整備の促進</p> <p>【可動式ホーム柵補助 (予定)】</p> <p>近鉄：鶴橋駅、南海：中百舌鳥駅、泉</p>

			<p>保するため、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵整備事業に対し、補助を実施。また、大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議等において、鉄道事業者へ、可動式ホーム柵整備について働きかけを実施している。</p> <p>・声かけ・サポートカードを作成し、鉄道事業者等と連携した啓発活動を実施している。</p> <p>【可動式ホーム柵補助実績（H23～R5年度）】</p> <p>Osaka Metro：門真南駅・江坂駅・新大阪駅・梅田駅・淀屋橋駅・本町駅・なんば駅・あびこ駅・西梅田駅・南森町駅・北浜駅・長堀橋駅・日本橋駅、JR：京橋駅・大阪駅・高槻駅、阪急：十三駅、北急：千里中央駅・桃山台駅・緑地公園駅、南海：難波駅、中百舌鳥駅、近鉄：大阪阿部野橋駅・鶴橋駅、泉北：和泉中央駅、大阪モノレール：千里中央駅・柴原阪大前駅・阪大病院前駅・摂津駅・沢良宜駅・豊川駅、京阪：京橋駅、阪神：大阪梅田駅</p>	<p>北：和泉中央駅</p>
--	--	--	---	----------------

56	<p>c) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進 (再掲)</p> <p>2020年(平成32年)までの完了を目標としている1700kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1)②i)と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。</p>	国交省	都市整備部	<p>○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進(No.61再掲)</p> <p>○府が管理する特定道路の整備(No.67再掲)</p>	<p>[継続]○バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進(No.61再掲)</p> <p>[継続]○府が管理する特定道路の整備(No.67再掲)</p>
57	<p>c) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進 (再掲)</p> <p>バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、障害のある人等が利用する経路を選定し、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。</p>	警察庁	府警本部	<p>○信号機への音響機能等の付加装置や反射素材を活用した道路標識・道路標示等の整備を推進(No.69再掲)</p>	<p>[継続]○信号機への音響機能等の付加装置や反射素材を活用した道路標識・道路標示等の整備を推進(No.69再掲)</p>
58	<p>ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進</p> <p>陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を平成28年度中に点検し未対応施設の特</p>	国交省	—	—	—

	定をする。未対応施設については、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。				
59	ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化を推進するため、今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。	国交省	—	—（船舶への指導は対象外）	—（船舶への指導は対象外）
60	ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 旅客船全体のバリアフリー化を推進するため、平成28年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。	国交省	—	—（船舶への指導は対象外）	—（船舶への指導は対象外）
61	iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（空港のバリアフリーに関するガイドライン）の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。	国交省	都市整備部 （参考）—	○国の関西国際空港 バリアフリー検討会に参画 （参考） 現在、関西国際空港は、関西エアポート(株)において運営を行っている。関西エアポート(株)では、多様なお客様に安全・安心・便利に空港を利用して	〔継続〕○国の関西国際空港バリアフリー検討会に参画

62	<p>iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進</p> <p>成田空港、羽田空港の他、国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、平成 28 年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。(一部再掲)</p>	国交省		<p>もらえるよう、ユニバーサルデザイン関連の法律・ガイドラインを踏まえ、空港施設の改修・整備に取り組んでいる。今後、法律、ガイドライン等の変更や都度の通達などが発生すれば、それに基づき、計画的にユニバーサルデザイン対策を実施するとともに、新たなターミナルビルの改修や整備を行う場合においても法律等を踏まえて実施する。</p> <p>《既存施設での対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の皆様の移動が円滑になされるよう、ターミナルビルの出入口から旅客案内カウンターまで誘導ブロックを敷設済み。 ・音声案内だけではなく点字盤面やトイレ前等を含む触知図を設置済み。 ・多機能トイレ(聴覚障がい者の皆様へ火災報知器発報を知らせる光警報装置を含む)の改修を主要なトイレにて対応済み。 ・旅客ターミナルビル案内サインの 	
63	<p>iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進</p> <p>航空旅客ターミナルにおいて、障害者差別解消法に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を平成 28 年度中に策定し、策定後はターミナル事業者への対応指針の遵守及びターミナル内の他の事業者との連携を図るよう働きかけを行う。</p>	国交省		<p>もらえるよう、ユニバーサルデザイン関連の法律・ガイドラインを踏まえ、空港施設の改修・整備に取り組んでいる。今後、法律、ガイドライン等の変更や都度の通達などが発生すれば、それに基づき、計画的にユニバーサルデザイン対策を実施するとともに、新たなターミナルビルの改修や整備を行う場合においても法律等を踏まえて実施する。</p> <p>《既存施設での対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の皆様の移動が円滑になされるよう、ターミナルビルの出入口から旅客案内カウンターまで誘導ブロックを敷設済み。 ・音声案内だけではなく点字盤面やトイレ前等を含む触知図を設置済み。 ・多機能トイレ(聴覚障がい者の皆様へ火災報知器発報を知らせる光警報装置を含む)の改修を主要なトイレにて対応済み。 ・旅客ターミナルビル案内サインの 	

			<p>多言語対応に加え、案内スタッフ等へAI通訳機を2022年6月に配備済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客ターミナルビル内案内カウンターにおける車いす利用者用のカウンターを設置済み。 ・「UD2020行動計画」に基づき、2019年3月より補助犬が多目的トイレを使用できるとするトライアルを経て本運用中。併せて、2020年3月に屋外へ補助犬専用トイレを整備済み。 ・多機能トイレ以外の光警報装置が未設置のトイレに加え、スタッフが常駐していないがお客様が自由に立ち入ることができる場所(授乳室、祈祷室)についても2019年7月までに設置済み。 ・2020年度より、搭乗橋の更新に合わせて段差の無い搭乗橋を順次導入中。(2020年度～2023年度で44基更新済み。) ・既設の視覚障がい者の皆様への誘導ブロックを2021年度に改修済み。 	
--	--	--	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度から実施中の T1 リノベーション工事において、改修する階段の二段手摺化を実施中。 ・ 2021 年度から実施中の T1 リノベーション工事において、ウイング先端エリアの到着動線にエレベーターを新設中。 ・ 2021 年度から実施中の T1 リノベーション工事で新設するトイレ（一部）において手動車椅子対応ブース、車椅子洗面対応、出入口での音声案内を整備中。 ・ T1 リノベーションに合わせてカームダウン・クルーダウンスペースを設置済み。(2022 年度) ・ T1 リノベーションに合わせてエレベーター聴覚障害者緊急時対応ツールの運用を開始。(2022 年度) ・ バリアフリーに関する社員研修を実施 (2022 年 11 月～2023 年 2 月、2024 年 12 月～2025 年 2 月)。 ・ 空港従業員を対象に、障がい者や高齢者が日常で直面する課題やバリア 	
--	--	--	--	--	--

				フリー対策をテーマにした研修（座学及びロールプレイ形式）を実施。	
64	iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 (一部再掲) バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバスについては、羽田・成田の両空港で実施している実証運行により得られた課題も踏まえ、リフト付バス以外の車両（例：スロープ付ダブルデッカー）等の導入、バリアフリー車両の効率的な運用等についても検討しつつ、既存の支援制度も活用したバリアフリー化を図る。	国交省	都市整備部	○UDタクシー車両導入の促進 ・市町村が主催し、事業者も構成員となっている地域公共交通会議等へ参画し、UDタクシーを含む各地の取組などを紹介するなど導入促進への支援をおこなっている。 ・全庁的な取組を推進するため、UDタクシー普及促進WG（政策企画部、万博推進局、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部（事務局））を設置し、アクションプランをとりまとめた。（以上、令和3年度） ・万博開催の令和7年度末までに、府内タクシー総台数の約25%をUDタクシーとすることを目標に、UDタクシーを購入する事業者を対象に1台あたり30万円を上限とした補助制度を創設。 ・タクシー事業者がUDタクシーを導入する上で、補助制度や自動車税の減免、融資制度などについて問合せがあった際に、適切なアドバイスを行うための窓口を	〔継続〕○UDタクシーの普及促進 今後さらなる増加が見込まれる訪日外国人旅行者等の受入環境整備として、誰もが安全・安心で快適に移動できる環境の実現を目指し、UDタクシーの普及促進を継続する。
65	iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 (一部再掲) 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ（平成28年5月）等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るとともに、数値目標の見直しについても検討を行う。	国交省			
66	iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進	国交省			

	<p>(一部再掲)</p> <p>なお、観光バス等の貸切バスのバリアフリー化については、利用者ニーズや事業者の対応状況などの実態を把握した上で、リフト付バス等のバリアフリー車両の導入促進策等について検討を行う。</p>			<p>設置。(以上、令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から、令和4年度に創設した府独自の補助制度(上限30万円/台)を国の補助(上限60万円/台)と併用できる制度に拡充(1台あたり最大90万円の補助が可能)。 ・令和6年度から、これまでの国・府の補助(1台あたり最大90万円)に加えて、大阪市、吹田市において補助制度(上限30万円/台)が拡充、新設されたことにより、両市域での1台あたり最大120万円の補助が実現。 ・令和7年度は、国・府・大阪市において継続して補助を実施。 	
--	---	--	--	---	--

II) 建物など施設のユニバーサルデザイン化

番号	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	所管(府)	府の取組(これまでの取組)	府の取組(令和8年度の取組予定)
67	<p>ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進</p> <p>平成28年11月に国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を平成28年度末を目途に</p>	国交省	都市整備部	<p>○府営公園のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年に施行された「府福祉のまちづくり条例」を踏まえて、あらゆる人々の利用に配慮した府営公園の整備・改修を開始し、多目的トイレ(ゆったりトイレ) 	〔継続〕○府営公園のバリアフリー化

	<p>選定した上で、バリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で 2020 年（令和 2 年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。</p>			<p>の整備やバリアフリー休憩所（ほっとコーナー）の整備を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、各公園で入口から園内の見どころを結ぶ 1 ルートを設定し、出入口改修、段差解消、スロープ設置・点字等による触知図整備などを進めてきた。平成 18 年 12 月に施行されたバリアフリー新法により、新たに「都市公園移動等円滑化基準」が定められたため、公園における取組を引き続き実施中。 ・子どもから高齢者、障がい者など全ての人の利用に配慮した府営公園とするため、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進するとともに、障がい者に対応した多目的トイレの場所などを示すハートフルマップの作成や、ヒーリングガーデナー（園内利用のサポートボランティア）による活動なども行っている。 ・平成 30 年から、車いすや自転車等が出入りしやすくするため、試行的に公園出入口の車止めの一部を取り外す社会実験を実施中。 ・令和 5 年度に、障がいの有無にかかわら
68	<p>ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進</p> <p>更に代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として 2020 年（令和 2 年）までに整備を図ることを検討する。</p>	国交省		

				ず誰もが一緒に楽しめる遊具広場づくりをより積極的に進めていくため、「誰もが楽しめる遊具広場の整備に関する配慮事項(案)」を作成	
69	<p>ii) 建築物に係る設計標準の改正</p> <p>全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるために、平成 28 年 9 月に設置した検討委員会における議論を踏まえ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成 28 年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した記載を追加するとともに、改修のプロセスも含めた事例も盛り込む。また、ホテルのバリアフリー化の進捗状況について継続的に実態調査を行い、東京大会に向けてバリアフリー化を促進する。</p> <p>【検討項目例】(トイレ関係は、⑥参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルについて、国内外から訪れる高齢者、障害のある人等を幅広く受け入れることができるよう、a) 一般客室におけるバリアフリーに関する設計標準の新設、b) 既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案、c) ホームページ等での事前の情報提供(車椅子利用者用客室の室数やその仕様、一般客室における障害のある人等への配慮、備品の貸し出し等に関する基本的な情報)やソフト 	国交省	都市整備部	<p>○建築物のバリアフリー化促進(法及び条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法において定められている建築物のバリアフリーの適合義務基準に、法の委任条例となる福祉のまちづくり条例で用途の追加、対象規模の引き下げ、基準の付加を行うことで、建築物のバリアフリー化を促進している。 ・法及び条例において基準へ適合義務が課せられない建築物や、開発に伴って設置される道路・公園等に対し、一定規模・用途のものには事前協議を義務化し、バリアフリー化を誘導している。 ・大阪・関西万博の開催や超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、ホテル又は旅館の更なるバリアフリー化を図るため、一般客室に係るバリアフリー基準の設定、車椅子利用者用客室のバリアフリー基準の強化を図ると 	<p>〔継続〕○法、条例の的確な運用やバリアフリーガイドラインの普及啓発による建築物のバリアフリー化促進</p> <p>〔新規〕○先導的なバリアフリー設備の設置に対する支援制度の創設</p>

<p>対応（案内、機器貸出し、情報伝達、非常時対応等）について記載を充実、d)ホテル客室についての好事例の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレについて、様々な障害のある人やその介助者に対する配慮や個別のニーズに対応することを目的として、障害のある人等が必要な機能の充実や小規模施設・既存建築物における整備・改修を進めるための記述の充実 ・ 建築物の用途別の設計のポイントの記述の充実 ・ 設計者にとってわかりやすい構成内容とするための記述の整理 			<p>ともに、ホテル又は旅館の営業者にハード・ソフトのバリアフリー情報の公表を求める制度を創設するなど、福祉のまちづくり条例を改正した。（R2.3 公布、R2.9 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025 年大阪・関西万博を契機として建築物のさらなるバリアフリー化の促進に向けて、フラッシュライトの設置義務化や小規模店舗への義務対象拡大などバリアフリー基準の見直しを目的として、福祉のまちづくり条例を改正した。（R7.10 公布、R8.4 施行） <p>○バリアフリーガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月に作成した「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」について、令和 2 年の条例改正や、国土交通省で H31.3 にホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）が策定されたことを踏まえ、主にホテル又は旅館における一般客室の基準やバリアフリー情報の公表等に関して記載内容を充実させ 	
---	--	--	--	--

			<p>た。(R2.3 改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正 (R3.3・国交省) 等を踏まえ、障がい当事者等が参画した現地検証や審議会での議論を経て「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を改訂し、小規模店舗等において配慮すべき事項等の記載内容を充実させた (R5.5 改訂) ・府域全域におけるバリアフリー水準の一層の向上を図るため、万博での先導的な基準や取組を反映するなど内容を充実させるとともに名称を「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」に改め改訂する。(R8.3 改訂予定) <p>○ホテル・旅館等に係る条例の解説及び大阪府バリアフリー情報公表制度マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり条例の改正に伴い、ホテル又は旅館の施設整備に係る規定について、特定行政庁及び指定確認検査機関の審査担当者等や、ホテル又は旅 	
--	--	--	--	--

				館の設計者等が考慮すべきものをまとめた解説書を策定した。また、ホテル又は旅館におけるバリアフリー情報公表制度について、関係条文の解説及び公表方法等を取りまとめたマニュアルを策定した。 (R2.3)	
70	<p>②観光地のバリアフリー化</p> <p>観光地のバリアフリー情報提供促進</p> <p>i) 関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。平成 28 年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で平成 27 年度に作成した評価指標を用いた観光地全体のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施し、平成 29 年度以降、評価指標の普及を図るとともに、将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。</p>	国交省	都市整備部	<p>○建築物のバリアフリー化促進（法及び条例）（No.62 再掲）</p> <p>○バリアフリーガイドライン（No.62 再掲）</p> <p>○既存宿泊施設のバリアフリー改修等に対する補助の実施</p> <p>・誰もが安全で快適な宿泊施設を利用できる環境整備を促進するため、既存宿泊施設のバリアフリー改修等を行う事業者に対して補助制度（大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助制度）を創設した。（R7.8）</p> <p>○ホテル・旅館等のバリアフリー情報公表制度</p> <p>・福祉のまちづくり条例の改正（R2.3 改正）により、ホテル・旅館等のバリアフリー情報公表制度を創設し、一定の要件に</p>	<p>〔継続〕○法、条例の的確な運用やバリアフリーガイドラインの普及啓発による建築物のバリアフリー化促進（No.62 再掲）</p> <p>〔継続〕○既存宿泊施設のバリアフリー化改修等に対する補助の実施</p> <p>〔継続〕○ホテル・旅館等のバリアフリー情報公表の促進</p>

				該当する宿泊施設についてバリアフリー情報の公表を義務付けた。	
			府民文化部	<p>○観光公衆トイレの洋式化等に対する補助の実施</p> <p>・「市町村観光振興支援事業」で、市町村の実施する観光公衆トイレの洋式化等に対する補助を平成 29 年度より実施している。</p> <p>○案内表示（サイン）の統一化を図る中で、表示のみやすさやバリアフリー施設の掲載を行うための補助を実施</p> <p>・平成 30 年度から令和 6 年度まで、「大阪・梅田駅周辺サイン整備事業」において、案内表示（サイン）の統一化を図る中で、表示の見やすさやバリアフリー施設の掲載を行うサイン改修事業者に対し、補助を実施した。</p>	〔継続〕○観光公衆トイレの洋式化等に対する補助の実施
71	ii) 地域において高齢者、障害のある人等の旅行支援を行っているバリアフリー旅行相談窓口を増やすとともに、平成 28 年度に、既存の観光案内所へバリアフリー旅行相談窓口の機能を付加させるモデル事業を実施することにより、バリアフリー旅行の支援の充実を図る。また、上記の観光地全体のバ	国交省	—	—	—

	<p>リアフリー状況評価に加え、平成 29 年度に宿泊施設のバリアフリー評価制度の在り方を検討することにより、バリアフリー旅行相談窓口について、正確で分かりやすい情報発信を行う地域拠点として育成を図る。</p>				
72	<p>貴重な観光資源である文化財の活用のためのバリアフリー化</p> <p>i) 観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。</p>	文化庁	教育庁	<p>○関係者へのバリアフリー事例集及びバリアフリー化の周知、働きかけ</p> <p>・府内の事例提供等の協力をおこない、文化庁が作成した「文化財の活用のためのバリアフリー化事例集」及びそれを参考とするバリアフリー化について、府内市町村、所有者への周知、働きかけをおこなっている。</p>	〔継続〕○関係者へのバリアフリー事例集及びバリアフリー化の周知、働きかけ
73	<p>ii) 文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集を平成 29 年度内に作成し、周知する。</p>				
74	<p>⑥トイレの利用環境の改善</p> <p>i) ガイドライン等の改正</p> <p>全国の建築物のバリアフリー化を一層促進するために、平成 28 年 9 月に設置した検討委員会における議論を踏まえ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成 28 年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した好事例を盛り込むことにより、トイレ環境の整備をはかる。また、公共交通機関のトイレ環境の整備に向けて交</p>	国交省	都市整備部	<p>○建築物のバリアフリー化促進（法及び条例）（No.62 再掲）</p> <p>○バリアフリーガイドライン（No.62 再掲）</p> <p>○まちのバリアフリー情報の提供（No.67 再掲）</p>	<p>〔継続〕○法、条例の的確な運用やバリアフリーガイドラインの普及啓発による建築物のバリアフリー化促進（No.62 再掲）</p> <p>〔継続〕○まちのバリアフリー情報の提供（No.67 再掲）</p>

	<p>通バリアフリー基準・ガイドラインを平成 29 年度中を目途に改正する。</p> <p>【検討項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレについて、多様な障害のある人に対する配慮や介助者等を含めた個別のニーズに対応することを目的として、障害のある人が必要な機能の充実や小規模施設・既存建築物における整備・改修を進めるための記述の充実（再掲） 				
75	<p>ii) トイレ利用のマナー改善に向けた取組の推進</p> <p>多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー改善に向けて、公共交通事業者や障害者団体等と連携しながら、利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを作成し配布するなどのキャンペーンを実施するとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化に対する国民の理解増進を図る取組である「バリアフリー教室」においてトイレ利用のマナー改善に取り組む等、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるようトイレ環境の整備を図る。</p>	国交省	—	—	—
76	その他	—	福祉部	<p>○介護テクノロジー導入支援事業</p> <p>・介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的として、介護事業者が介護テクノロジー（介護ロボット・</p>	<p>〔継続〕○介護テクノロジー導入支援事業</p> <p>〔継続〕○大規模修繕時に導入する介護ロボット・ICT 補助</p> <p>〔継続〕○介護生産性向上推進総合事業</p>

				<p>ICT)を導入する費用の一部を補助する。</p> <p>○大規模修繕時に導入する介護ロボット・ICT補助</p> <p>・老朽化で使用に堪えない施設及び付帯設備の大規模修繕にあわせて、施設が介護テクノロジー（介護ロボット・ICT)を導入するために必要な経費を補助する。</p> <p>○介護生産性向上推進総合事業</p> <p>・介護テクノロジーの導入をはじめとした生産性向上や人材確保等に関する介護事業者からの相談に対応するワンストップ窓口を運営し、体験展示・試用貸出、介護テクノロジーの導入・活用にかかるセミナーや伴走支援型研修を実施。</p>	<p>・これまでの取組みとともに、人間洗濯機など万博で披露された先端技術が介護現場向けに実用化されており、これらの機器を含め、現場の生産性向上を進めるテクノロジーの導入経費を補助することによる誰もが利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化の推進。</p> <p>・また、大阪府介護生産性向上支援センターでは、これらの機器の展示を行うほか、施設での導入から活用、定着までを伴走支援するなど、生産性向上に取り組む介護事業者を支援。</p>
--	--	--	--	--	---

Ⅲ) ICTなどの技術も活用したきめ細やかな情報発信・行動支援

番号	ユニバーサルデザイン行動計画 2020 における内容	所管 (国)	所管 (府)	府の取組 (これまでの取組)	府の取組 (令和8年度の取組予定)
77	<p>⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援</p> <p>i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向</p>	国交省	スマートシティ戦略部	<p>○スマートシティの推進</p> <p>・「豊かで利便性の高い都市生活」を未来像とする副首都の実現と、「いのち輝く</p>	<p>〔継続〕○「次世代型スマートシティ OSAKA」に基づくスマートシティの推進</p>

<p>けた取組</p> <p>GPS が使えない屋内・地下における測位環境 9 を構成する機器について、公衆に開放された「パブリックタグ 10」としていくため、標準仕様平成 28 年度末までに作成するとともに、パブリックタグの登録・設置を推進し、オープンデータとして公開する。</p>			<p>未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博を成功に導くことなどを背景に、「住民の QOL 向上」を最大目標に掲げた、『スマートシティ戦略 ver.1.0』を大阪市とともに令和 2 年 3 月に策定。さらに令和 5 年 3 月にはデジタル化による「都市免疫力の強化」やデジタル原則を踏まえた「国のデジタル政策を先導する取組」などの理念を加えた ver.2.0 に改訂。</p>	
<p>78</p> <p>i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組</p> <p>歩行者の移動支援サービスの提供にあたって必要な歩行空間の段差や勾配等の情報や沿道施設のバリアフリー設備に関する情報について、情報を収集する際の仕様を平成 28 年度に改訂するとともに、多様な主体による効率的データ整備・更新手法について平成 30 年度を目途に検討を進める。これらの成果等を踏まえ、競技会場周辺エリア等においてバリアフリー情報を収集してオープンデータとして公開する。</p>			<p>・これまで同戦略等に基づき、主に次の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> -行政が保有するデータ（行政施設のバリアフリー情報等）のオープンデータ化（R2.3～）及びデジタルマップ運用（R4.7～） -大阪広域データ連携基盤（ORDEN）の整備・運用（R5.3～） 	
<p>79</p> <p>i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組</p> <p>東京駅周辺、新宿駅周辺、成田空港、及び日産スタジアム（横浜国際総合競技場）をモデルケースとして、平成 28 年度に車椅子利用者等に対応した移動支援サービスの実証実験を実施する。平</p>			<ul style="list-style-type: none"> -AI オンデマンド交通の普及促進などスマートモビリティの推進に向けた取組（R2.3～） -公民の多様なデータを収集・仲介するプラットフォームである ODPO（Open Data Platform in Osaka）の構築・ 	

	成 29 年度以降は、視覚障害者への対応等サービス内容の充実を図るとともに、民間事業者との連携を強化し、移動支援サービスの普及を促進する。			運用 (R6.3~) -大阪総合行政ポータルである my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) の構築・運用 (R6.3~)	
80	ii)個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組 交通系 IC カードやスマートフォンと共通クラウド基盤を連携・活用することにより、情報提供やサービス連携を行い、高齢者、障害のある人等個人の属性に応じたサービスを提供する。例えば、障害のある人等が登録した属性情報に応じた最適な経路のデジタルサインエージへの表示等、誰もが利用しやすいバリアフリー情報の提供を目指し、2020 年 (平成 32 年) までの社会実装に向け取組を推進する。				
81	iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組 車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間に関する情報を提供する乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害のある人、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、平成 28 年度末までに対応方針をとりまとめる。平成 29 年度以降は対応方針に基づき、早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のシステム開発を促進する。				

82	<p>iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組</p> <p>視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、鉄道車両内で、走行位置が音声や文字情報により案内可能なスマートフォンアプリの導入実現に向けて、平成 28 年度末までに適用可能な技術の調査を実施する。平成 29 年度以降は調査結果を踏まえて早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のアプリ開発を促進する。</p>				
83	その他	—	福祉部	—	<p>○翻訳アプリ等の言語のバリアフリー</p> <p>・2025 大阪・関西万博で展開された、日本語の微妙なニュアンスを多言語に即時変換する最先端技術を、子ども家庭センター等における外国人・外国ルーツの府民への対応に活用</p> <p>〔新規〕○子ども家庭センター等多言語音声翻訳サービス活用事業</p> <p>・令和 8 年度から府子ども家庭センター 6 カ所及び女性相談センターにおいて実施する相談支援業務に、万博会場で導入されたディスプレイ型多言語翻訳サービスを導入。また、府子ども家庭センターにタブレットを導入し、アプリケーション型多言語翻訳アプリを</p>

					<p>利用できるよう契約する。併せて、アプリ等利用において業務上必要な固有名詞を登録し、より正しい翻訳が実現できるようカスタマイズを行う。</p>
				—	<p>○先端技術によるボーダレスアート鑑賞</p> <p>・障がい者の社会参加、QOL 向上の一環として、障がい者の芸術鑑賞場面にスポットを当て、これまでの施設のバリアフリー化や手話通訳など情報保障の取組に加え、生成 AI による対話型芸術鑑賞など、最先端技術を応用した障がい者の新しい芸術鑑賞手法「ボーダレスアート鑑賞モデル」の創出を行う。</p> <p>〔新規〕○障がい者芸術鑑賞モデル創出事業</p> <p>・課題の精緻化・整理、技術リストアップ・調査、課題と技術のマッチング、モデル候補の設計、関係者協議・フィードバック、報告書・提案書作成を行う。</p>